担当部署: 都市建設課

処分の概要	使用料の返還承認	
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町都市公園条例 第14条ただし書(第16条において準用する場合を含む。)	
例規番号	昭和45年条例第3号	

【基準】

第14条及び柴田町都市公園条例施行規則第6条の規定による。

(使用料の返還)

第14条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、使用者(法第5条第1項、法第6条第1項 若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第7条第2項の許可を受けた者をいう。)がその責めに帰することができない事由により当該許可に係る行為又は有料公園施設の利用をすることができなくなったとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

- 第6条 条例第14条ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を返還することができる場合は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は条例第3条第1項(第4号に係る許可を除く。)若しくは第3項の許可を受けた者又は条例第7条第2項の許可を受けた者(以下「占用等使用者」という)が、使用しようとした日の14日後までに、天災その他自己の責めによらない事由等により使用しなかった旨を届け出た場合とする。
- 2 前項の使用料の返還を受けようとするときは、占用等使用者は都市公園使用料還付申請書 (様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、テニスコート等に係る使用料を返還する場合については、柴田町体育施設規則第3条の規定を準用する。

標準処理期間	3日

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日
------------------	----------------------